

予算編成の抜本的見直しに向けて

2026年6月25日

筒井 義信

永濱 利廣

南場 智子

若田部昌澄

1. 補正予算の評価と今後の財政運営

今般の補正予算は、中東情勢が不透明である中で、経済活動や国民生活に支障が生じないよう必要な額を措置するとともに、市中への国債発行額にも配慮しつつ対応したものである。「補正予算は緊要性の高いものに限定する」との基本原則に沿った対応として評価できる。

今後も、経済活動や国民生活に必要な予算は措置し、単年度の新規国債発行額や市中発行額に配慮しつつ、中期的な債務残高対 GDP 比の安定的低下との整合性を確認しながら財政運営を行うことが重要である。

あわせて、家計の安定的な資産形成を促す観点から、個人向け国債の魅力向上や国内投資家層の拡大についても検討を進めるべきである。

2. 予算編成の抜本見直し

原則1 財政運営の中核目標として、債務残高対 GDP 比の安定的な低下を目指す

財政運営の目標としては、債務残高対 GDP 比の安定的低下を中核と位置付け、強い経済の実現と財政の持続可能性の両立に取り組むべきである。これは、政府が負う債務と、その返済の原資となる税収を生み出す元となる国の経済規模(GDP)の割合を示す指標であり、PB に純利払い費を加味した財政収支を踏まえて財政運営を評価するものである。

PBについては、債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理すべき。単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向を踏まえ、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容しうるものとしつつ、債務残高対 GDP 比の安定的な低下に向けて、改善・管理していくべきである。

また、PB、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対 GDP 比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の実現に取り組むべきである。

原則2 物価・賃金を的確に反映しつつ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成に転換する

予算編成については、物価・賃金の上昇を的確に反映し、デフレ・低成長時代の編成から、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい編成へと見直すべきである。その際、官公需における価格転嫁の徹底、公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げ、予算・税制における様々な基準額・閾値の点検・見直しを進めるべきである。

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとすべきである。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとすべきである。

非社会保障関係費については、物価・賃金上昇を適切に反映しつつ、PDCA・EBPM に基づき、既存事業の見直しと成長力強化に資する分野へ重点化すべきである。社会保障関係費については、国費だけではなく給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得、医療・介護分野の生産性への影響を含めて点検し、給付と負担の改革を継続すべきである。

原則3 危機管理投資・成長投資のための「強く豊かな日本」投資枠を創設する

危機管理投資・成長投資については、通常の歳出とは別に、予見可能性を持って実施できる「強く豊かな日本」投資枠を創設し、所要額の予算要求を可能とし、予算編成過程で実効的に予算措置につなげられる仕組みとすることで、官民投資ロードマップの着実な実行に必要な規模と期間を確保すべき。

財源については、債務残高対GDP比を安定的に引き下げ中でも可能となる財政規模を精査し、中期的な債務経路と統合的な形で柔軟に管理すべき。このうち、経済安全保障上、特に重要な分野の投資などについては、複数年度で財源を確保した上で、別枠で管理すべき。

対象については、17の戦略分野を中心とする官民投資ロードマップに基づく取組に加え、8つの分野横断的な課題に対応していく取組のうち、スタートアップ支援、中堅・中小企業の稼ぐ力の強化など、特に民間企業の投資を引き出す取組についても成長投資として位置付けるなど、成長戦略の実行に必要な範囲を具体化すべき。また、地域の成長力を高める地域未来戦略に基づく取組についても対象に含めるべき。

また、戦略分野全体をポートフォリオとして捉えて管理し、状況変化に対応した効果的な予算活用を行うべきである。

原則4 補正依存から脱却し、恒常的な施策は当初予算に計上

補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的、反復的、予見可能な施策については原則として当初予算で措置することで、補正予算依存から脱却すべきである。その際、補正予算と当初予算の区別の考え方について検討し、予算編成の基本方針に反映すべき。

あわせて、基金事業については、成果管理を徹底することを前提に、予算措置は原則3年以内とする現行ルールの不適用も含め、柔軟で効率的な資金管理の観点も踏まえた基金ルールの見直しを具体化すべき。

原則5 不確実性に備えるとともに、コミュニケーションの強化を通じて市場の信認を確保

責任ある積極財政を実効あるものとするため、必要な危機管理投資・成長投資を確保しつつ、財政運営の前提、リスク、政策対応について、国内外の市場関係者に透明性高く、一貫した説明を行う必要がある。

景気後退局面や外的ショックに対しては、景気と雇用に十分配慮しつつ、必要な財政対応を確保し、機械的な引締めを避ける。危機対応後の財政運営については、短期的な収支合わせではなく、景気、金利、成長への影響を踏まえつつ、持続可能な中期的な経路を意識して見直す。

市場の信認確保については、名目GDP成長率、実質成長率、潜在成長率、長期金利、部門別収支(家計・企業・一般政府)等の経済指標、債務残高対GDP比、PB、財政収支、利払い費、公債依存度、新規国債発行額、国債の市中発行額、税収等の財政指標を多角的に分析・検証すべきである。

こうした財政運営目標、歳出の目安、「強く豊かな日本」投資枠、補正依存からの脱却等について、責任ある積極財政の実現にふさわしい中期的な枠組みとして、骨太方針において位置付けるべき。

3. 令和9年度予算編成への反映

これまでの骨太方針においては、来年度の予算編成に向けた考え方を記載してきたが、今般の予算編成の抜本見直しを踏まえて記述を拡充し、これを来年度に向けた予算編成の基本方針として位置づけるべき。その上で、具体的な予算編成プロセスを進め、年後半において、経済見通しを始めとする経済社会情勢の変化などを踏まえて、必要な改定を行うべき。

これにより、「責任ある積極財政」を単なる理念にとどめず、令和9年度予算編成における具体的な制度運用として実装すべきである。